

傍 聴 用

令和8年7月31日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

令和8年7月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部学校教育課
令和 8 年 7 月 31 日提出	(課長)櫻井義之 (担当)高橋満

タイトル	教育長の松本大学のステークホルダーミーティングへの出席について
決定を要する事項	標記会議への出席可否
要旨	教育長に対し、松本大学のステークホルダーミーティングへの出席依頼の通知があった。これに出席することの可否を協議するもの。
説明	1 経緯 ・ 令和 8 年 7 月 6 日、「松本大学・松本大学松商短期大学部 2026 年度ステークホルダーミーティングの開催について（依頼）」を収受。 ・ 通知中、謝礼について大学の規程に基づき支払われる旨記載あり。 2 職務 ・ 大学の取り組みについて、自治体、教育機関の立場から客観的な視点で評価を行い、意見等を述べる。 3 根拠 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 7 項に該当するため、教育委員会の許可を求めるもの。 第 11 条 7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、…(略) …又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。 (以 上)



安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也 様

松大発 2026 第 160 号

2026 年 7 月 2 日

松本大学・松本大学松商短期大学部

学長 清水 一彦



松本大学・松本大学松商短期大学部

2026 年度ステークホルダーミーティングの開催について（依頼）

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本学の教育・研究に対して深いご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本学は「地域社会に貢献できる人材の育成」を使命・目的に定め、開学以来、地域の幅広い分野の皆様にお支えいただき、教育・研究活動に取り組んでおります。また、その取り組みについて、自治体、教育機関、産業界等の地域社会における関係者の皆様に客観的な視点で評価をいただく「ステークホルダーミーティング」の場を設けております。今年度もミーティングを開催し、皆様からの貴重なご意見・ご要望を次年度の事業計画をはじめ大学運営に反映して参りたいと存じます。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、お差し繰りのうえミーティングにご出席賜りたく、下記のとおりご案内申し上げます。

謹 白

記

1. 日 時 2026 年 8 月 20 日（木） 13：30～16：00
2. 会 場 松本大学 4 号館 2 階 大会議室
3. 議 事
 - ①2025 年度自己点検・評価について
 - ②第 3 次中期計画について
 - ③松本大学教育改革案について
 - ④各種調査に基づく学修成果の分析結果について
 - ⑤意見交換
4. その他
 - ・関係資料は、準備が出来次第、事前にお届けいたします。
 - ・旅費、謝礼につきましては、本学の規程に基づきご用意いたします。

※お手数ではございますが、下記 URL または QR コードより出欠の連絡をお願いいたします。

<https://forms.cloud.microsoft/r/XmYpW4yNQa>



お問い合わせ先：松本大学内部質保証室 赤羽・和田

TEL：0263-48-7200 mail：ir@t.matsu.ac.jp

議案第 3 号	教育部 学校教育課
令和 8 年 7 月 31 日提出	(課長) 櫻井義之 (担当) 矢下正浩

タイトル	令和 8 年度 交通事故 0 (ゼロ) プロジェクトについて
決定を要する事項の内容	交通事故 0 (ゼロ) プロジェクトのテーマ及び内容の可否
要旨	安曇野市教育委員会では、令和 2 年度から子どもたちの大切な命を守るため、交通事故 0 (ゼロ) を目指した重点的な取り組みを実施している。令和 8 年度のプロジェクト実施にあたり、テーマ及び事業の内容について協議するもの。
説明	1 実施期間 ・例年は秋の全国交通安全運動に合わせて実施していたが、今年度から通年で継続的に実施するため、秋の全国交通安全運動前からスタートする。 ・開始時期：令和 8 年 8 月 5 日から。ただし、全国交通安全運動期間に実施した方が効果的と考えられる啓発活動については、例年どおり秋の運動期間に合わせて実施する。 2 テーマ (あ) 青信号でも もう一度 みぎ・ひだり ・信号が青になっても、すぐには渡らない。 ・止まった車をたしかめて、慌てずに「横断歩道」を渡る。 (づ) ずっと友達 ヘルメット ・しっかり被って、あご紐もカチッとしめて (み) 見えないかげから 車がくるかも ・角や建物のかげ、止まっている車の前後から、飛び出さずに一旦ストップ (の) 乗り物ルール しっかり守ろう ・「横断歩道」では、自転車を降りて、押して渡ると安全 ・イヤホンやスマホなどの「ながら運転」はルール違反 3 実施内容 (1) 交通事故防止ポスターの掲示（令和 6 年度からの継続） 安曇野市の子どもたちの命を守る交通事故抑止のポスターを製

	作し、市民の目に触れる場所に掲示し注意喚起を図る。 ・市内小中学校 17 校 ・市役所本庁舎玄関と各支所 ・市内の公立図書館等教育施設 ・安曇野警察署 ※ポスターは 8 月 5 日より各施設に配布し、通年で掲示を依頼。 (2) 市役所へ横断幕の掲出（令和 6 年度からの継続） 市役所本庁舎へ横断幕を掲出し、交通事故 0（ゼロ）プロジェクトの取り組みをアピール。 ※秋の全国交通安全運動期間に合わせて実施 (3) 児童・生徒への交通安全の啓発（新規） 交通安全啓発動画の制作（検討中） 令和 8 年 4 月から施行された道路交通法の改正内容をはじめ、子どもたちが日常で守るべき自転車利用のルール等について、児童生徒および保護者に分かりやすく伝えるため、生徒の皆さんにも参加いただきながら交通安全啓発動画を撮影し、市公式 YouTube 等を活用して広く周知を図る。 ※秋の全国交通安全運動期間に合わせて実施 （以 上）
--	--

令和8年度 地域ぐるみで子どもの命を守る

交通事故0

こうつうじこ

プロジェクト



安曇野市は、児童・生徒の

可能な
かぎりの

「自力登下校」と「交通事故0」

を目指しています

あ

おしんごうでも もういちど みぎ・ひだり

しんごう あお

・信号が青になっても、すぐにはわたりません

と くるま

・止まった車をたしかめて、あわてずに「おうだんはどう」をわたります

づ

ずっとともだち ヘルメット

・しっかりかぶって、あごひももカチツとして

み

えないかげから くるまがくるかも

かど たてもの

と

くるま ぜんご

・角や建物のかげ、止まっている車の前後から、とびださずにいったんストップ

の

りもののルール しっかりまもう

じてんしゃ

あんぜん

・「おうだんはどう」では、自転車をおりて、おしてわたると安全

・イヤホンやスマホなどの「ながらうんてん」はルールいはん



教育委員会だより

ふるさと安曇野



毎月発行の交通安全について親子で考えられる内容を、
教育委員会だよりで紹介しています。ぜひご活用ください

安曇野市教育委員会 学校教育課

議案第4号	教育部 子ども家庭支援課
令和8年7月 31 日提出	(課長)丸山大輔 (担当)村田一郎

件名	安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規則の改正の可否
要旨	・認可の基準について、現行の要件では小規模な事業者及び個人による事業参入が著しく困難であるため、要件を見直すもの。 ・申請に伴う一部の添付書類について、必要とする条件を整理するもの。 ・その他字句を整理するもの。
説明	1 改正要旨 ① 現行は「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)」に基づいて、1000万円以上の資金を保有していることを要件としているが、小規模な事業者や個人にはこの要件を満たすことが難しいため、他の自治体の要件等を参考に年間の賃借料に相当する額を保有していることに改める。なお、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」は地方自治法第245条の4に規定する技術的な助言であって、必ずしも従う必要はない。 ② 現行は全ての申請で「新耐震基準により建築された建物であることを証する書類」等の提出を求めているが、建築確認の検査済証等により新耐震基準を満たすことが確認出来ない場合のみ提出を求めるように改める。 ③ 現行は全ての申請で、「給食施設の設置の届出を行ったことを証する書類」の提出を求めているが、届出の必要がある場合に限るように改める。 ④ その他字句を整理する。 (以 上)

○安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則（令和7年安曇野市教育委員会規則第15号）

改正後	改正前
（認可の申請） 第3条 （略） 2 前項の場合において、家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けようとする者は別表第1に掲げる書類を、居宅訪問型保育事業の認可を受けようとする者は別表第2に掲げる書類を<u>同項</u>の申請書に添えて提出しなければならない。 3 （略） （認可の基準等） 第4条 認可の基準は、法、省令その他関係法令、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号。以下「条例」という。）及び家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日付け雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2） （略） （3） 認可を受けようとする者が社会福祉法人及び学校法人以外の場合は、事業規模に応じた必要な経済的基礎を有するものとして、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 原則として、家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること又は<u>国若しくは地方公共団体以外から貸与を受けているときは、年間の賃借料に相当する資金を普通預金、定期預金、国債等により保有していること。</u> イ 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、<u>定期預金、国債等により保有していること。</u>	（認可の申請） 第3条 （略） 2 前項の場合において、家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けようとする者は別表第1に掲げる書類を、居宅訪問型保育事業の認可を受けようとする者は別表第2に掲げる書類を<u>前項</u>の申請書に添えて提出しなければならない。 3 （略） （認可の基準等） 第4条 認可の基準は、法、省令その他関係法令、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号。以下「条例」という。）及び家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日付け雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2） （略） （3） 認可を受けようとする者が社会福祉法人及び学校法人以外の場合は、事業規模に応じた必要な経済的基礎を有するものとして、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 原則として、家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること又は<u>不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に定められた要件を満たしていること。</u> イ 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、<u>当座預金等により有していること。</u>

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	添付書類	区分	添付書類
(略)		(略)	
建物その他設備に関するもの	(1) 建物の位置図（周辺環境が分かるものに限る。） (2) 家庭的保育事業等を実施する土地及び建物が自己所有の場合は当該土地及び建物の登記全部事項証明書の写し。土地及び建物が自己所有でない場合において、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けるときは賃貸借契約書又は使用許可書の写し、国又は地方公共団体以外から貸与を受けるときは<u>年間の賃借料に相当する資金を普通預金、定期預金、国債等により保有していること</u>を確認できる書類及び賃貸借契約書の写し (3) 建物の平面図（各室の面積が分かるものに限る。） (4) 屋外遊戯場の求積図面又は代替遊戯場までの経路 (5) 建物の各室から公道までの避難経路を記載した平面図 (6) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（検査済証を紛失した場合は、台帳記載事項証明書） (7) 建物の用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証書の写し（建物の用途変更をした場合に限る。） (8) 新耐震基準により建築された建物であることを証する書類又は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年度国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI s 値が0.6以上かつq 値が1.0以上、木造の建築物にあってはI w 値が1.0以上であることを証する書類（<u>(6)において、新耐震基準により建築された建物であることを確認できない場合に限る。</u>） (9) 消防計画及び防火管理者専任届出書の写し (10) 自園調理の場合は給食施設の設置の届出を行ったことを証する書類の写し（<u>健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項の規定による届出の必要がある場合に限る。</u>）及び給食施設の設	建物その他設備に関するもの	(1) 建物の位置図（周辺環境が分かるものに限る。） (2) 家庭的保育事業等を実施する土地及び建物が自己所有の場合は当該土地及び建物の登記全部事項証明書の写し。土地及び建物が自己所有でない場合において、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けるときは賃貸借契約書又は使用許可書の写し、国又は地方公共団体以外から貸与を受けるときは<u>不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和についてに定める要件</u>を確認できる書類及び賃貸借契約書の写し (3) 建物の平面図（各室の面積が分かるものに限る。） (4) 屋外遊戯場の求積図面又は代替遊戯場までの経路 (5) 建物の各室から公道までの避難経路を記載した平面図 (6) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（検査済証を紛失した場合は、台帳記載事項証明書） (7) 建物の用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証書の写し（建物の用途変更をした場合に限る。） (8) 新耐震基準により建築された建物であることを証する書類又は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年度国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI s 値が0.6以上かつq 値が1.0以上、木造の建築物にあってはI w 値が1.0以上であることを証する書類 (9) 消防計画及び防火管理者専任届出書の写し (10) 自園調理の場合は給食施設の設置の届出を行ったことを証する書類の写し、調理業務を委託する場合は調理業務契約書の写し、搬入施設から食事を搬入する場合は外部搬入に係る契約書の

改正後		改正前	
	<u>置状況が分かる書類</u>、調理業務を委託する場合は調理業務契約書の写し、搬入施設から食事を搬入する場合は外部搬入に係る契約書の写し (11) 実施施設の外観、各室及び遊戯場（代替遊戯場を含む。）の現況写真		写し (11) 実施施設の外観、各室及び遊戯場（代替遊戯場を含む。）の現況写真
(略)		(略)	

議案第 6 号	教育部 各課
令和 8 年 7 月 31 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	共催：1 件 後援：4 件 後援不承認：1 件 (詳細 別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。 (1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。） 2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。	

■協議案件（総括表）

1 不承認

No	行事名	主催者	開催日程	区分	所
1	子育てが楽しくなる 個性心理學&ライフプ ランセミナー	(一社)人付き合いと 金融知力向上育成協 会	令和8年9月29日 (火)、10月3日(土)	後援	学

2 承認

No	行事名	主催者	開催日程	区分	所
1	安曇野ポッチャ交流 大会	つむぐ広場ココクル	令和8年9月13日(日)	後援	生
2	おコト遊 BASE!! In 松本	(一財)松本市芸術文 化振興財団	令和8年8月8日(土)、 8月9日(日)	後援	文
3	ザワメキアート展 2026	(社福)長野県社会福 祉事業団	令和8年12月11日 (金)~26日(土)	共催	文
4	ま展「まもる・まな ぶ・まつもと」	(一社)松本青年会議 所	令和8年9月27日(日)	後援	子
5	親子ふれ愛祭り	長野県労働金庫あづ み野支店	令和8年9月6日(日)	後援	子

【不承認】

■子育てが楽しくなる 個性心理学&ライフプランセミナー

主催：(一社)人付き合いと金融知力向上育成協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
(一社)人付き合いと金融知力向上育成協会 黒岩 伸至	本講座は子育て世代を対象に、子供の個性理解と生活設計の基礎を伝える公益性の高い内容。より多くの保護者へ広く周知したく、後援を申請する。	7月13日	令和8年9月29日(火)、10月3日(土)	豊科交流学習センター	個性心理学を活用して、お子さまの「生まれもった個性」を理解し、親子の関わり方がよりスムーズで楽しくなるヒントをお伝えする。さらに将来の教育資金や家計管理など、ライフプランの基礎も学ぶことで、子育てとお金の両面から安心して未来を描けるようにサポートすることを目的とする。	個性心理学を用いて、お子さまの個性に合わせた声掛けや関わり方を解説。教育資金の準備方法や家計管理のコツなど、将来に向けたあしんなライフプランの基礎を伝授。	-	-	-	基準第3条第2項の「非営利であることが明らかである」とは言い難い。

【承認】

■安曇野ポッチャ交流大会

主催：つむぐ広場ココクル

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
つむぐ広場ココクル代表 松永 広枝	生涯学習の振興に資するものであるため。	6月24日	令和8年9月13日(日)	穂高総合体育館	障がいや年齢に関係なく楽しめるポッチャを通し地域の多様な方々と交流し、お互いを理解する	ポッチャ交流試合	-	-	-	基準第3条第2項により可

■おコト遊BASE！！ In松本

主催：(一財)松本市芸術文化振興財団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
(一財)松本市芸術文化振興財団 理事長 青山織人	良質な音楽を提供し、松本地域の音楽文化の発展を図るため。	6月25日	令和8年8月8日(土) 令和8年8月9日(日)	松本市音楽文化ホール メインホールおよび小ホール	夏休みに家族で楽しめる 日本の伝統文化に触れてみるワークショップ	箏曲コンサート、お箏の演奏体験、道具展示ほか	-	-	-	基準第3条第2項により可

■ザワメキアート展2026

主催：(社福)長野県社会福祉事業団

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
(社福)長野県社会福祉事業団 理事長 小林透	共催していただく事により、本展の意義を知り、教育関連の企画等の広報等へのご協力をいただくため。	7月1日	令和8年12月11日(金)～ 令和8年12月26日(土)	安曇野市美術館	障がいのある方の文化芸術活動の振興を図るため開催する。	障がいのある方の芸術作品展	-	-	-	基準第3条第2項により可

■ま展「まもる・まなぶ・まつもと」

主催：(一社)松本青年会議所

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
(一社)松本青年会議所 代表小岩井昌門	お子様の安心安全を守ることを軸とした体験を、対象となるご家庭に幅広く認知させたい。子供達の健全育成の情報としてご協力いただきたい	6月19日	令和8年9月27日(日)	井上百貨店アイシティ21	未就学児～小学校低学年のお子様とそこでご両親に向けての防犯、再犯防止にむけての意識と体験、そして松本の魅力を幅広い世代への再発見を目的とした参加型イベント	松本青年会議所と松本警察署によるパトカーの試乗体験やクイズラリー、GPSを使った迷子探しゲームや松本の名店の委託販売等	-	-	-	基準第3条第2項により可

■親子ふれ愛祭り

主催：長野県労働金庫あづみ野支店

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
長野県労働金庫あづみ野支店中村 誉也	例年多くの子供たちに楽しんでもらっていますが、今回も多くのお子様やご家族に活動を知っていただくことに加え、地域の児童福祉施設のお子様を招待をする予定となっており児童福祉充実を図りたく後援申請を依頼します	6月30日	令和8年9月6日(日)	豊科公民館	アニメの上映や体験ブースを通して地域の子供たちに喜んでもらうことを目的に開催いたします。また開催にあたってお一人200円を寄付いただき集まった資金を安曇野市社会福祉協議会等へ寄付し地域の福祉向上に役立てています。	アニメ上映・缶バッジ作成等の体験コーナー	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第4号	教育部 各課
令和8年7月31日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	後援：18件
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。） 2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。	

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	区分	所
1	2026 長野県教育研究集会	長野県教職員組合連絡協議会	令和8年11月3日 (火)	過去承認	学
2	2026 年度書き損じはがき回収プログラム	(一財)カンボジア地雷撤去キャンペーン	令和8年9月1日 (火)～令和9年3月31日(水)	過去承認	学
3	中学生対抗税金クイズ大会「第23回クイズ税金百科」	松本税務署管内納税関係団体連絡協議会	令和8年10月24日 (土)	過去承認	学
4	音楽と朗読で平和を紡ぐ「忘れな石」朗読公演	ハテルマシキナ朗読会	令和8年10月3日 (土)	過去承認	生
5	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	令和8年7月～11月(全10回)午後2時～4時(内1回は文化祭、堀金総合体育館で)	過去承認	文
6	松本交響楽団第83回定期演奏会	松本交響楽団	令和8年9月27日 (日)	過去承認	文
7	SILVER BACKS オールディーズコンサート	軽音楽を楽しむ会	令和8年12月13日 (日)	過去承認	文
8	フルートコンソートソノリテ定期演奏会2026	フルートコンソートソノリテ	令和8年10月25日 (日)	過去承認	文
9	穂高地区伝統文化いけばな親子教室	穂高地区伝統文化いけばな親子教室	令和8年7月～11月(全10回)	過去承認	文
10	第17回あっぷるファミリーコンサート	松本マザーズアンサンブルあっぷる	令和8年11月7日 (土)	過去承認	文
11	井口喜源治記念館定期講演会	(一財)井口喜源治記念館	令和8年10月31日 (土)	過去承認	文
12	第18回碌山美術館友の会員美術展	公益財団法人碌山美術館	令和8年9月25日(金)～9月29日(火)	過去承認	文
13	第68回松本深志岳風	日本詩吟学院	令和8年9月20日	過去	文

No	行事名	主催者	開催日程	区分	所
	会吟道大会		(日)	承認	
14	2026 年度モルテン杯 長野県小学生ソフト バレーボール小学生 大会中信地区大会	(財)長野小学生バレー ボール協会・長野県小学 生バレーボール連盟・安 曇野小学生バレーボール 連盟	令和8年7月5日 (日)	過去 承認	子
15	こども遊ぶ・ママパ パ笑う 遊 viva 安曇 野!!vol 4.5.6	ワチャワチャ	令和8年9月6日 (月)、11月8日 (日)、令和9年2月 7日(日)	過去 承認	子
16	第24回子供相撲大会	穂高神社 他	令和8年9月5日 (土)	過去 承認	子
17	青少年育成講演会	穂高地域青少年育成連絡 協議会	令和8年11月7日 (土)	過去 承認	子
18	トラック乗車体験会	鴻池運輸(株)安曇野営業所	令和8年9月13日 (日)	過去 承認	子

■2026長野県教育研究集会

主催：長野県教職員組合連絡協議会

種別(後援)

[illegible]

■2026年度書き損じはがき回収プログラム

主催：(一財)カンボジア地雷撤去キャンペーン 種別(後援)

種別(後援)

[illegible]

■中学生対抗税金クイズ大会「第23回クイズ税金百科」

主催：松本税務署管内納税関係団体連絡協議会

種別(後援)

[illegible]

■音楽と朗読で平和を紡ぐ「忘れな石」朗読公演

主催：ハテルマシキナ朗読会

種別(後援)

[illegible]

■豊科地区伝統文化いけばな親子教室

主催：豊科地区伝統文化いけばな親子教室

種別(後援)

[illegible]

■松本交響楽団第83回定期演奏会

主催：松本交響楽団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
松本交響楽団 代表者 寺島洋行	安曇野市をはじめ近隣市町村に在住の市民に向けて、クラシックのコンサートを提供する機会とすることにより、地域の音楽文化向上に寄与するため	6/18	令和8年9月27日 (日)	松本市音楽文化ホール	安曇野市をはじめ近隣市町村に在住の市民に向けて、クラシックのコンサートを提供する機会とすることにより、地域の音楽文化向上に寄与するため	松本交響楽団主催のクラシック音楽コンサート	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年6月29日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■SILVER BACKSオールディーズコンサート

主催：軽音楽を楽しむ会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
軽音楽を楽しむ会 会長 中堀隼夫	より多くの人に参加、楽しんでほしい、地元でコンサートを開催することで、文化・芸術の発展に資するため。	6/19	令和8年12月13日 (日)	穂高交流学習センターみらい ホール	地元でコンサートが開催されることにより、文化芸術の発展に資する。	軽音楽を楽しむ会のバンドメンバーによるコンサート。 入場料:大人1000円 小中学生無料	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年6月29日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■フルートコンソートソノリテ定期演奏会2026

主催：フルートコンソートソノリテ

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
フルートコンソートソノリテ 会長 小倉智映	地域の文化芸術に資するため。	6/25	令和8年10月25日 (日)	あがたの森文化会館講堂	多くの方に、フルートアンサンブルの世界を生で体験し、楽しんでいただく。	フルートアンサンブルのコンサート	○	○	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年6月30日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■穂高地区伝統文化いけばな親子教室

主催：穂高地区伝統文化いけばな親子教室

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
穂高地区伝統文化いけばな親子教室 代表 野崎純子	この教室が伝統文化の承継に資するため、後援をお願いしたい。	6/17	令和8年7月～11月 (全10回)	安曇野市穂高会館	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばなを通じて伝統文化を体験・習得させるとともに、歴史や伝統文化に関心・理解を深め、子ども達の豊かな人間性を涵養することを目的とする。	穂高会館にて、親子向けのいけばな教室を年に10回行う。 参加料 花材費1回1,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年7月1日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第17回あっふるファミリーコンサート

主催：松本マザーズアンサンブルあっふる

種別(後援)

[illegible]

■井口喜源治記念館 定期講演会

主催：(一財) 井口喜源治記念館

種別(後援)

[illegible]

■第18回礫山美術館友の会員美術展

主 催：公益財団法人礪山美術館

種別(後援)

[illegible]

種別(後援)

主催：(財)長野小学生バレーボール協会・長野県小学生バレーボール連盟・安曇野小学生バレーボール連盟 種別(後援)

種別(後援)

-36-

■第24回子供相撲大会

主催:穂高神社 他 種別(後援)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
穂高神社 保尊勉	育成会行事であり、育成会の協力を得るため。また地域の子どもの健全育成に寄与するものであるため	6/22	令和8年9月5日(土)	穂高神社南神苑土俵	国技である相撲を通して、子どもたちの融和と協調性を図る	参加範囲 穂高神社氏子内の児童・出場予定者50名程度	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年6月26日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■青少年育成講演会

主催：穂高地域青少年育成連絡協議会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
穂高地域青少年育成連絡協議会 会長 金盛順一	本講演は地域の青少年の健全な成長を支援し、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与するため。	7/10	令和8年11月7日(土)	安曇野市穂高交流 学習センター みらい 多目的交流 ホール	穂高地域青少年育成連絡協議会では、地域の青少年の健全育成を願い毎年講演会を実施している。今年度は保育士マジシャンやぎさんこと柳栄紀さんを講師としてお招きする。柳さんの講演はサイエンスをマジックとして体験することを通して子ども達の科学への興味関心を引き出し自ら考え学ぶ力を育てる機会となりえるだろう。	保育士マジシャンやぎさんのサイエンスマジック ショー	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年7月14日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■トラック乗車体験会	主催：鴻池運輸(株)安曇野営業所	種別（後援）
-------------------	-------------------------	---------------

主 催：鴻池運輸(株)安曇野営業所 種別(後援)

種別(後援)

[illegible]

令和8年度 事業進捗状況報告(懸案事項等)

1 学校教育課

教育指導室・学校教育担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 教職員健康診断 7/1(水)～7/16(木) 2 第1回ストレスチェック実施 7/20(月)～8/2(日) 3 第1回アレルギー対応委員会 7/29(水)	1 カウンセリングルーム実施 8/2(日)市役所本庁舎
就学時健診業務	1 就学時健診の事前健診 ・各こども園で視力・聴力検査 6/15(月)～7/22(水)	1 就学時健康診断 (園事前健診 眼科) ・8/26(水) 西穂高 ・8/27(木) 穂高、穂高幼稚園 ・9/2(水) 北穂高、有明の森、 有明あおぞら ・9/15(火) 堀金
就学援助事務	1 就学援助費認定 申請者 735 人：認定 640 人、不認定 77 人、 保留 18 人(準要保護児童生徒 640 人) ※保留は市外課税者。所得証明書の提出を依頼中。 2 新入学児童生徒学用品費及び修学旅行費(4月 ～5月実施校)支給 7/29(水)	左記以外 特別支援教育就学奨励費 ・申請案内、受付
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・各学校への納品開始 7/24(金)～8/25(火) 2 ICT 教育推進委員会 ・生成 AI 導入に向けた希望学級、学年、学校への 試験的導入 ・ICT 教育推進委員会分散会 6/26(金)：堀金中学校区 6/30(火)：豊科北、明科中学校区 ・ICT 教育推進委員会全大会 7/13(月)	1 1人1台端末更新関係 ・各学校への納品 ・既存端末の廃棄 2 ICT 教育推進委員会 ・生成 AI 導入に向けた希望学 級、学年、学校への試験的導 入 ・各中学校区の1学期の取組み 状況共有(夏休み中)
コミュニティスク ール事業	1 地域学校協働本部連絡会 ・7/30(木)穂高地域	左記以外 ・あづみの市民活動フェスタで 展示予定のコミュニティス クール事業紹介パネルの作 成
学校安全支援事業	1 学校緊急無線通報システム教室名変更業務委 託 作業	左記以外 交通事故0プロジェクトポス ター配布
小規模特認校制度	1 募集事務(新小学1年生) ・校長面談申込人数 6人(7/15時点) ・小規模特認校申込期限 7/31(金)まで	1 募集事務(新2年生以上) 8/3(月)から 9/2(水)まで 受付 明北オープン DAY 9/10(木)開催

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
部活動の地域展開	1 部活動の地域展開 ・7/6 校長会中学校部会 ・7/15 地域クラブ代表者連絡会 2 安曇野市「地域クラブ」運営業務委託実証事業 ・7/2 豊科南中・吹奏楽部調整会議① ・7/17 学校教育課調整会議③	左記以外の予定 ・部活動顧問会の開催(随時) ・安曇野市「地域クラブ」運営業務委託実証事業の調整
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設等訪問件数 6件 ・保護者向け相談会 6/29(月) 相談者35人 ・高校生の話を聞く会 7/24(金) 2 教育支援センター活動状況 ・運動教室(豊科勤労者スポーツ施設体育館) 毎週(木)9:30-12:00実施 ・7/1,10 高校見学(3校) ・出張教室(三郷公民館)6/30(火)	1 教育施設連携促進 Co ・市内民間施設の定期訪問 ・民間施設運営者との連絡会 7/27(月)予定 2 教育支援センター ・夏期教室 7/27(月)-31(金), 8/17(月)-21(金)実施 ・けやきコンサート 7/31(金)
キャリア教育	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの推進 第1回生徒実行委員会 7月6日(月)実施 7月下旬…事前学習用ホームページ立ち上げ予定	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの推進 ・生徒実行委員との連絡用 Classroom 開設 ・キャリアフェスティバルポスター提出…夏休み明け

2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 栄養士の学校訪問(食育の推進) 2 調理講習会 7/30(木)堀金公民館 調理実習棟 3 わさびコロケキャラクター選考会 8/6(木)中部学校給食センター 4 安曇野市給食センター衛生管理研修会 (松本地域給食施設等従事者研修会オンライン講義視聴、グループワーク研修) 8/6(木)豊科交流学習センター きぼう	1 通年実施 2 毎年実施 3 3年毎に選考、8代目 4 毎年実施
学校給食費徴収事業	1 口座振替日(定期) 第3期分:7/31(金)	
各給食センター管理運営事業	1 施設・設備のメンテナンス等 安全・安心な給食提供に向けた日常業務 ・施設及び厨房設備等のメンテナンスの実施 ・施設及び職員の衛生管理 ・学校への給食配送	1 学期の給食提供最終日 7/24(金)4センター 2 学期の給食提供開始日 8/24(月)北部 8/25(火)中部・南部・堀金

3 生涯学習課

社会教育係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
生涯学習講座実施事業	1 第2回 市民大学講座 ・8/4(火)午後6時～ 4階大会議室 2 第3回 市民大学講座 ・8/18(火)午後6時～ 4階大会議室	
中央公民館事業	1 第4回 公民館長会 ・8/24(月)午後1時30分～ 会議室 303	

豊科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 安曇野市誌編さん専門調査会共催講座 「ここまでわかった! 安曇野の原始・古代」 ・7/28(火)、7/29(水)、7/30(木) いずれも午後1時30分 豊科公民館 2 作詞ワークショップ ・7/31(金)午前9時30分 豊科公民館 3 サクソフォンワークショップ ・8/1(土)午後1時 豊科公民館 4 サクソフォンカルテットコンサート ・8/2(日)午後2時 豊科公民館 5 作曲ワークショップ ・8/7(金)午前9時30分 豊科公民館 6 豊科地域さわやか市民運動会実行委員会 ・8/20(木)午後7時 豊科公民館 7 楽しい菊づくり講座⑤ ・8/21(金)午前9時30分 豊科公民館	2・5 2/23(火)開催予定 の「童謡祭り(作詞・作曲 コンクール)」関連イ ベント 6 豊科地域さわやか市 民運動会 10/18(日) 7 11月まで全7回

穂高生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 第43回穂高納涼祭 ・8/1(土)午後5時00分 穂高神社北神苑 2 球技大会代表者会議 ・8/7(金)午後7時00分 穂高公民館 3 松枯れ材を使った椅子づくり教室 ・8/8(土)午前9時30分 穂高公民館 4 和太鼓教室① ・8/22(土)午前10時00分 穂高公民館	全4回

三郷生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 普通救命講習会 ・8/1(土)午前9時 三郷公民館 2 三郷地域市民運動会実行委員会 ・8/6(木)午後7時30分 三郷公民館 3 三郷まなび隊子ども陶芸教室 ・8/11(火・祝)午前9時、8/23(日)午前10時 三郷公民館 4 ふるさと夏祭り協力 ・8/11(火・祝) 三郷文化公園 5 三郷まなび隊ドローン講座 ・8/17(月)午前9時 三郷公民館 6 夏休み子ども体験講座 ・8/18(火)～8/20(木)午前9時 三郷公民館 7 三郷地域市民ふれあいコンサート実行委員会 ・8/28(金)午後7時30分 三郷公民館 8 けん玉チャレンジ ・8/30(日)、9/27(日)、10/25(日)、11/29(日)、 12/20(日)、1/31(日)午後2時 三郷公民館	

堀金生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 堀金文化祭実行委員会 ・8/4(火)午後7時 堀金公民館会議室 2 菊づくり講座③ ・8/6(木)午前9時30分 堀金公民館 3 堀金地域市民運動会実行委員会 ・8/6(木)午後7時 堀金公民館講堂 4 子育てサークル講座“常念っ子”⑤ ・8/19(水)午前10時 堀金公民館会議室 5 料理教室② ・8/22(土)午後2時 堀金公民館調理実習室 6 童謡・唱歌・心の歌を歌いましょう⑤ ・8/27(木)午後1時30分 堀金公民館スタジオ 7 常念フェスティバル ・8/30(日)午前8時15分 常念ドーム・堀金中央公園	堀金文化祭 10/30～11/1 堀 金 地 域 市 民 運 動 会 10/18

明科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 ふるさとたんけん隊① ・8/3(月)午前9時 長野県水産試験場他 2 カヌー体験教室 ・8/7(金)午前10時 龍門渕公園 3 スマホ相談室 基礎編第2回 ・8/20(木)午前10時 明科公民館講義室 4 つながる歌声サロン ・8/29(土)午後1時30分 明科公民館講堂 5 明科うまいもん市 ・8/29(土)午前9時 明科公民館	

4 文化課

文化振興担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1. 安曇野ゆかりの名作と名監督 初秋を彩る映画上映会 開催日：9/12(土) 会場：豊科公民館ホール 上映作品：午前 「鐘の鳴る丘 第一篇 隆太の巻」 午後 「式部物語」 2. 東京藝大・長野県連携協定事業 3. ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館パスポート 小中学生を同伴した保護者の入館料が無料 5月利用者：32人、6月利用者：10人 1. 第35回信州安曇野薪能 8/22(土)	・安曇野 AIR2026 公開制作 熊坂氏、神保氏 8/1(土)穂高鐘の鳴る丘集会所 ・粘土のワークショップ 7/27(月)～7/31(金) 穂高中央児童館 8/3(月)～8/7(金) 穂高南小 ・第3回実行委員会 8/6(木)
文化団体補助事業	2. ちくにしきものみらい基金充当事業 ・7/21(火)穂高西中1年 中房温泉 ・7/22(水)穂高西中2年 国営アルプスあづみの公園	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館 教育普及事業	1 常設展示替え 7/18(土)～9/18(金) 2 夏季企画展 「鳥瞰図が伝える風景 戦前の観光信州—そのとき、安曇野は?」7/18(土)～9/27(日)	1 夏季企画展関連企画 ・「安曇野観光事始め」 期日：8/29(土) ・ギャラリートーク 期日：7/25(土)・9/5(土)
貞享義民記念館 教育普及事業	1 人権ポスター展 6/27(土)～7/4(日) 参加者：11人 2 楡フォトクラブ写真展 7/14(火)～7/20(月・祝)	
文書館施設運営 管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 61,285点、地域資料 74,954点(6月末現在)(6月新規点数/公文書 72点、地域資料 15点)	
文書館教育普及 事業	1 前期企画展「自由を扶くひと 望月桂」関連企画 ・文書館講演会「安曇野市文書館と調査団の協働—望月桂関係資料目録がむすぶ記録と記憶—」 6/21(日) 参加者：43人	1 前期企画展関連企画 ・文書館講演会「手稿がひらく美術史と社会史」 期日：7/26(日)
臼井吉見文学館 管理運営事業	1 れんげ忌講演会「『安曇野』に描かれた木下尚江」 7/12(日) 参加者：91人	
市誌編さん事業	1 安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) 7/22(水) 2 安曇野市誌編さん講座「ここまでわかった!安曇野の原始・古代」7/28(火)・7/29(水)・7/30(木)	

文化財保護係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財保全事業	1 本陣等々力家の保存活用方法について観光課と協議検討 2 文化・歴史・景観上の価値ある民家について関係課と協議	8/17(月) 第1回文化財保護審議会

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館事業	図書館サマープロジェクト 2026「調べものおうえん隊」 期間：7/11(土)～8/11(火・祝) 全館	
	第1回安曇野市図書館協議会 8/27(木)13:30～ みらい	
中央図書館	映画上映会「サクラ花 -桜花最期の特攻-」 8/14(金) 開演：18:00(開場：17:30) 対象：一般 費用：無料 定員：100人	
豊科図書館	夏休み映画上映会「どんねんないきもの事典」 8/7(金)開演：13:30(開場：13:00) 対象：幼児以上 費用：無料 定員：50人	
三郷図書館	図書館講座①「カラーソルトボトルを作ろう」 8/6(木)10:30～12:00 対象：園児・小学生(無料) 費用：500円(材料費) 定員：10人	
堀金図書館	夏の上映会「科学×冒険サバイバル! 異常気象のサバイバル①」 8/5(水) 開演：13:30(開場：13:15) 対象：幼児以上(無料) 費用：無料 定員：先着30人	
明科図書館	夏の上映会「リトル・パイレーツ」 8/1(土) 開演：13:30(開場：13:00) 対象：幼児以上 費用：無料 定員：先着40人	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
黒沢洞合自然公園 リニューアル	1 芝の養生作業が7月18日で終了 2 公園全体の維持管理業務を委託は継続(通年)	1 イベント開催 ・昆虫観察会(ライトトラップ) ・8/12(水)19時～21時 ・黒沢洞合自然公園にて

子育て給付係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
令和8年度 子育て応援手当 新年度申請受付	1 令和8年度子育て応援手当について、該当と思われる世帯に申請書類を送付し、申請を受付。 ・該当世帯 約450件 ・本年度からLINEによる電子申請も導入	1 6月末を提出期限とし、受付・審査の上、令和8年度(10月・3月支給)の手当額を決定する

児童青少年係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
青少年育成事業		1 江戸川区花火大会訪問 8/1(土)～8/2(日) 2 神奈川県真鶴町訪問 8/6(木)～8/7(金) 3 福岡市東区訪問 9/19(土)～9/21(月)
児童館維持管理事業	1 三郷児童館遊戯室空調設置工事 しゅん工 2 堀金児童館遊戯室空調設置工事 しゅん工	
豊科児童館整備事業	1 第1回児童館建設検討会 7/22(水)高家児童館	1 検討会意見を基本設計等に反映検討
青少年育成環境整備事業	1 県下一斉街頭啓発活動(あいさつ運動) 7/2(木) 市内中学校 2 長野県補導活動推進大会(非行防止活動の研修) 青少年センター委員と共に参加 7/9(木)塩尻市 3 青少年センター講演会(子育てがテーマ) 講師:信州大学総合人間科学系 助教 横嶋氏 7/11(土) 大会議室	1 青少年センター街頭巡回 大型店や公園など。夕暮れ時の 児童声掛けを実施。日程調整中
子ども会育成会支援事務	1 第1回松本地方子ども会育成連絡会 6/29	
放課後子ども教室 実施事業	1 わいわいランド 毎週水曜	1 わいわいランド 毎週水曜 開催 ※暑さにより中止判断

子ども家庭相談担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 7月 は 3 回実施 いるか(2歳児)穂高 7/8(水) プレいるか(2歳児)豊科 7/2(木)、7/22(水) 2 発達相談日(親子であっぷっぷ) ・ 7月 は 4 回実施 7/1(水)、7/9(木)、7/16(木)、7/23(木) 3 運動発達相談日(はいはいたち) ・ 7月 は 3 回実施 7/10(金)、7/13(月)、7/31(金) 4 ことばの相談日 ・ 7月 は 2 回実施 7/3(金)、7/24(金) 5 親子で遊ぼう教室 ・ 7月 は 1 回実施 7/15(水)	1 遊びの教室 ・ 8月 3 回の実施を予定 2 発達相談日 ・ 8月 は 3 回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・ 8月 は 2 回の実施を予定 4 ことばの相談 ・ 8月 は 2 回の実施予定 5 親子で遊ぼう教室 ・ 8月 は 1 回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
教育長と園長の懇談会	1 8/19(水) 15:00～ 会議室 306 にて 出席:教育長、公立園園長 19 名、保育所長 保育専門相談員	
園庭芝生お披露目会	1 お披露目会の実施 ・アルプス認定こども園 8/25(火) ・上川手認定こども園 8/26(水) ・穂高認定こども園 8/27(木)	

議案第2号、第6号(申請書等に限る。)、報告第1号から第3号は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件に該当するため、非公開とします(安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)第5条第1項第2号)。

議案第5号及び報告第6号は自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします(平成18年安曇野市条例第5号)第5条第1項第5号)